

6月24日からの大雨に伴う災害に関する支援について

このたびの災害により被害を受けられた事業者の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。県では、今回の災害に関して、薩摩川内市に災害救助法が適用されましたことを踏まえ、下記のとおり中小企業者、小規模事業者に対する支援措置を行います。一日も早い復旧と、平穏な日常が戻りますことを心よりお祈り申し上げます。

1 相談窓口の設置

経済団体等と連携して中小企業・小規模事業者に対する「相談窓口」を設置しました。

相談窓口	連絡先
商工政策課（団体係）	099-286-2935
北薩地域振興局総務企画課（地域企業支援官）	0996-25-5516
薩摩川内市商工会	0996-44-2045
川内商工会議所	0996-22-2267
鹿児島県商工会連合会	099-226-3773
鹿児島県中小企業団体中央会	099-222-9258
公益財団法人かごしま産業支援センター	099-219-1270
鹿児島県よろず支援拠点	099-219-3740

2 経営に影響を受けている中小企業者への支援

事業活動に影響を受けた中小企業者等に対して、以下の金融支援を実施しております。

- 窓口相談
- 県中小企業融資制度による支援
- 既往債務の返済条件等の緩和

詳しくは、鹿児島県中小企業支援課・金融係（Tel.099-286-2946）にお問い合わせください。



県中小企業支援課
ホームページ

裏面もご覧ください

3 国（経済産業省）の支援措置

次のとおり支援措置を行っています。詳しくは、中小企業庁担当部局にお問い合わせください。

支援措置	お問い合わせ先
● 特別相談窓口の設置 ● 小規模企業共済災害時貸付の適用	03-3501-1511（内線 5251～3）
● 災害復旧貸付等の実施 ● セーフティネット保証4号の適用 ● 既往債務の返済条件緩和等の対応	03-3501-1511（内線 5271～5）



経済産業省
ホームページ

4 災害を受けられた方に対する県税の軽減措置など

地震、火災、風水害などの災害により損害を受けた方には、税金の軽減や免除（減免）、期限の延長、徴収を猶予するなどの方法があります。

お近くの各地域振興局・支庁まで、お気軽にご相談ください。



県税務課
ホームページ

5 国税の納税猶予等

災害により被害を受けた場合には、申告や納付などの期限を延長したり、納税を一定期間猶予する制度などがありますので、状況が落ち着きましたらまずは最寄りの税務署へご相談ください。



国税庁
ホームページ

6 厚生年金保険料等の納付の猶予

災害等によって事業所の財産に相当な損害を受け、厚生年金保険料等の納付が困難となった場合は、事業主の方からの申請に基づき、保険料等の納付の猶予を受ける制度がありますので、お早めにお近くの年金事務所へご相談ください。



日本年金機構
ホームページ

7 被災者に対する支援制度（内閣府防災情報）

内閣府のホームページでは、災害により被害を受けた皆様が各種の支援制度を最大限に活用しながら、生活再建や地域の復興に向けて取り組むことができるよう、支援制度をわかりやすくまとめたパンフレットが公開されています。



内閣府防災情報
ホームページ